市川兼

一序

本稿の目的は、社内預金の返還請求権が、商法 295 条の一般の先取特権によって担保される債権に該当するか否かを、明らかにすることにある。そのために、まず、社内預金の意義とそのメリット、デメリットを確認したうえで、この問題についての判例と学説を確認する。次いで、社内預金に関する法制度の概要と、社内預金の実態を明らかにする。しかる後に、商法 295 条の立法趣旨を踏まえたうえで、判例・学説を検討し、私見を明らかにする。

社内預金と商法 295条

二 社内預金の意義

社内預金をその文言に即して解すれば、それは使用人が使用者(である会社)に金銭を預けることまたはその預けた金銭を意味する(広義の社内預金)。この場合、預ける金銭の出所、目的、方法、期間は問われない。他方、社内預金という言葉は一般に労働基準法(以下労基法と略す)18条に基づく社内預金を意味する(狭義の社内預金)。この場合、預ける金銭の出所は、使用人が使用者との雇用関係から得る収入(給料)であり、その目的は使用人の財産形成(従業員福祉)であり、その方法は給料からの控除

で、期間の定めはない(いつでも引き出せる)。

社内預金の法的性質は、金銭の消費寄託契約であり、この点において貸付金(消費貸借契約)とは異なる。つまり、社内預金においては、使用者が使用人のために金銭を預かっている(民 657条)という関係であり、したがって使用人はいつでも預け入れた金銭の返還を請求できる(民 662条)。

三 社内預金のメリット・デメリット

使用者(会社)側から見て、社内預金は給料として支払うべき金銭が担保なしに安定して企業経営に利用できる資金源となる。また市中金利より高い利息をつけて従業員福祉制度として利用することによって従業員の愛社精神ないし企業帰属意識を高めることができる。その代わりに、市中金利が著しく低下したような場合には、銀行等からの借入れよりも資金コストが高くつくこともある。

使用人(労働者)側から見て、社内預金は給料からの継続的な天引きによって簡易に、また銀行に預けるよりも高い金利で有利に財産形成ができる。しかし無担保無保証であり、会社が倒産した場合には職場と貯蓄を同時に失うというリスクを負う。また制度上引き出しは自由ということになっているが、実際には引き出し時に使用者の同意を得なければならないので、職場環境によっては心理的に引き出しを抑制されることもありうる。

狭義の社内預金は、使用者にとってはメリットが極めて大きいのに比べ、使用人にとってはメリットもないとはいえないが、デメリットが極めて大きい。それゆえ、これに労基法、賃金の支払の確保等に関する法律(以下賃確法と略す)等による規制が必要となるのであり、商法 295 条の解釈においても、そのことは考慮せざるをえないと思われる。

八一

四判 例

序 1

会社が使用人から金銭を受け入れ、使用人が会社に対してその返還を目 的とする債権を有する場合に、使用人が、その債権に関して、会社総財産 の上に先取特権を有するか否か、つまり、商法295条の適用が肯定される のか否かが問題となった判例としては,横浜地判昭 61 · 11 · 27(労民集 37 巻 6 号 465 頁) とその控訴審である東京高判昭 62・10・27 (労民集 38 巻 5 = 6号 571 頁,判時 1256号 100 頁,判夕 671号 218 頁)(以下この事件を横 浜事件という),浦和地判平5・8・16(判時 1482 号 159 頁)(以下この事 件を浦和事件という)、札幌地判平10・6・26(判時1682号133頁)とそ の控訴審である札幌高判平 10・12・17 (判時 1682 号 130 頁) (以下この事 件を札幌事件という)がある。

2 横浜事件

横浜事件において、破産会社の従業員が、破産管財人に対し、未払い賃 金、未払い賞与及び社内預金について、商法295条により一般の先取特権 ある債権であるとして,一般の優先権ある破産債権として有することの確 定を求めた。横浜地判は、未払い賃金債権及び未払い賞与債権については、 商法295条にいう「雇傭関係に基づき生じたる債権」に該当するとして, 従業員らが一般の優先権ある破産債権として有することを認めた。これに 対して社内預金については、法形式のうえでは消費寄託上の債権であり, 必ずしも雇用契約に基づくものとはいい難いが、「商法 295 条が労働者の保 護という見地も含め必ずしも雇用契約に基づくといえない身元保証金の返 還請求権をもかかげてその保護を図っている趣旨に鑑みれば、社内預金債 権についても預入れの経緯、態様等を検討し、さらに一般債権者の利益と も対比したうえで商法 295 条の適用を判断すべきもの」とする。そのうえ で、横浜地判は本件の社内預金債権を2つに分ける。すなわち、臨時賞与

及び退職金の組み入れ部分について、任意の預け入れによるものとは異なり、実質的には、未払いの臨時賞与及び退職金であるから、商法 295 条の対象となる債権である、とする。しかし、社宅購入に関連して預けられた部分については、他の預貯金等を解約するなどしたうえで、社宅を購入するための手段として預け入れられたものであり、任意の預け入れというべく、また、雇用関係から直接生じた債権とは一応性質を異にするから、法律上一般債権者と区別してこれらを特に保護すべき理由は見い出し難く、商法 295 条の対象とはなり得ない債権である、とする。

社宅購入に関連して預けられた部分について従業員らが控訴した。東京 高判は、その部分について、控訴人が社宅を一般の住宅を購入するよりも 有利な条件で買い取るため、他の預貯金を解約するなどして預け入れたも のであり、社宅購入の手段としてされたものである以上、控訴人らの任意 の預け入れというべく、また実質的に見ても、雇用関係との法的な結び付 きは希薄であって、むしろ通常の不動産取引上の債権に類するものである から、一般債権と区別して特にこれらを保護すべき理由は見い出し難く、 商法 295 条の適用対象とはなり得ない債権というべきである、として控訴 を棄却した。

横浜事件についての原審及び控訴審の判旨は、未払いの賃金債権が商法 295条の先取特権ある債権であること、及び、社内預金債権のうち給与の一 部を強制的に預け入れさせたものは、実質的には未払いの賃金債権である として、商法 295条による先取特権ある債権であることを認めたが、社内 預金債権のうち、従業員が他の預貯金を解約するなどして任意に預け入れ たものは雇用関係との法的な結び付きは希薄であり、商法 295条による先 取特権を有しない債権であるとした。

3 浦和事件

浦和事件において,破産会社のパートタイマーが,病気のため一時休職 していたが,病気が回復して復職を願い出た際に,その条件として求めら

れたので、金350万円を会社に貸付金として(社内預金名目で)預け入れ た。この貸付金について、パートタイマーが破産管財人に対して一般の優 先権ある債権として有することの確認を求めた。浦和地判は、まず、商法 295条の趣旨について、「会社が破綻した場合に使用人を保護するため、給 料債権に限定することなく、会社と使用人との間の雇傭関係に基づいて生 じた債権について、広く会社の総財産の上に使用人の先取特権を認めてい る」とする。それゆえ,同条にいう「雇傭関係ニ基ヅ」いたものかどうか の判断も、「経済的社会的な会社と使用人との力関係を基本にして、当該債 権の発生が雇傭関係に与えた影響の程度、それが真に使用人の自由な意思 に基づく契約により発生したものかどうか等の観点から総合的に判断する のが相当である」と解する。そして、「従前の雇傭関係の維持、継続を図る ために右金員交付がなされたことからみても、雇傭関係と密接に結び付く 形で本件貸付金の授受がなされたものということができるから、右は、商 法 295 条1項所定の雇傭関係に基づいて生じた債権に該当する」と解して, 本件貸付金について、原告が一般の優先権ある債権として有することを認 めた。

浦和地判は,貸付金であってもそれが雇傭関係と密接に結び付くものである場合には,商法 295 条の適用対象となることを明らかにした。また,同地判は,雇傭関係と密接に結び付くか否かについて,労使間の現実の力関係を踏まえたうえで,総合的に判断すべきであることを明らかにした。

4 札幌事件

A会社に使用人として入社し、後に取締役となった者が、A会社が破産したので、破産管財人に対し、破産宣告時までの社内預金債権を、優先権のある破産債権として有することの確定を求めた。札幌地判は、使用人であった時までに発生した社内預金債権について優先権のある債権であることを認容したが、取締役となった時より後の社内預金債権についてはそれを否定した。その理由は次のとおりである。同地判は、まず、商法 295 条の

趣旨について、「使用人保護のため、給料債権のみに限定することなく、広 く雇用関係に基づき生じた債権について、先取特権が与えられたもの」と 解した後に、本件について次のように述べる。「本件預金債権(ただし原告 が使用人であるときのもの)は、あらかじめ定められた社内預金管理規程 に基づき、使用人である原告が使用者である破産会社から受け取る給料及 び賞与を天引きしたものであるから、商法 295 条の所定の雇用関係に基づ き生じた債権に当たる、と認められる。

本件預金債権は、使用人の給料及び賞与を天引するものであり、他方、会社は、会社資産を増加させる利益を受けることになるものであって、給料や賞与に次いで使用人のため先取特権の保護を与える必要性があることは肯定できるし、使用人と使用者との間の支配従属関係から無関係に生じたものとはいえない。預金するか否か、限定額の範囲内でいくら預け入れるかを使用人が任意に決めることができるからといって、右保護の必要性がなくなり、一般の取引債権と同じ扱いをするのが妥当である、と解することはできない。また、社内預金を存続させる必要性は失われており、本来廃止されるべき制度であるからといって、現実に行われている社内預金について、商法 295 条の保護を否定すべき理由はない。

ただし、商法 295 条の保護は、使用人の有する債権に与えられるものであり、取締役の有する債権はこれに当たらない、と解される。」

札幌地判は、任意性のある狭義の社内預金について、商法 295 条の保護を肯定した。そのようなものとしては最初の判決である、と思われる。その理由として同地判は、社内預金債権が、使用人の給料・賞与を天引するものであり、給料や賞与に次いで使用人のため先取特権の保護を与える必要性があること、及び使用人と使用者との間の支配従属関係から無関係に生じたものとはいえないこと、をあげる。ただ、この2つの理由から、ただちに、社内預金債権が商法 295 条所定の雇傭関係に基づき生じた債権に当たる、とすることには問題があると思われる。本件控訴審である札幌高判も述べているように、給料から天引されていることをもって、ただちに、

社内預金債権が雇傭関係に基づき生じた債権である, ということはできな いであろう。この点について判断するためには、前掲浦和地判が述べるよ うに、現実の力関係を踏まえたうえでの総合的な考察が必要であろう。こ の問題については、後に、判例の検討のところでより詳しく述べる。

破産管財人が、原審の認容した部分について、取消を求めて控訴した。 札幌高判はその取消を認めた。その理由は次のとおりである。

- 「一) 社内預金は、労基法によって、労働者の保護のために一定の条件の 下に認められ、その保全措置も賃確法、同施行規則で定められているとこ ろ、特に、その保全措置のうち、労働者の使用者に対する社内預金の払戻 債権を被担保債権とする質権又は抵当権を設定する方法は、社内預金返還 請求権について、商法 295 条の先取特権が認められるならば、保全措置と して特に設ける必要のないものであると考えられることからすると、それ らの保全措置規定は、社内預金返還請求権が、商法 295 条の先取特権を有 する優先債権に該当しないために,特に設けられたものと解するのが相当 である。
- また、社内預金は、労基法上、労働契約に付随してするものは禁止 されており、労働者の任意の委託によってされるものが、認められている ところ, A会社の社内貯蓄金管理規程上も, 希望者について社内預金を取り 扱うとされているのであって、社内預金は雇用契約を契機とするものとは いえ,必ずしも雇用契約に基づくものとは認められない。そして,被控訴 人は、預金がA会社の社内貯蓄金管理規程上の限度額である 300 万円に達 した後も,100万円を払い戻した上で、さらに社内預金を継続しており、そ の任意の意思に基づいて社内預金を開始し,かつ,A会社が破産宣告を受け た平成9年2月25日(争いがない)の前月まで継続したものと推認される。
- (三) 右(一)、(二)によれば、社内預金返還請求権は、商法 295 条の『雇傭関 係に基づき生じた債権』ではなく,会社に対する他の一般債権と異なると ころはないものと解するのが相当であり、本件預金債権は優先権を有する 破産債権に該当するものとは認められない。」

七五

札幌高判については、後に、判例の検討のところで検討する。

五 学 説

使用者の強制により使用人によってなされた社内預金の返還請求権が、 雇傭関係に基づき生じた債権として、商法 295 条の先取特権によって担保 される債権となることについて学説に争いはない。

使用者と使用人との間の任意の契約によってなされた社内預金の返還請求権については、学説が分かれる。肯定説によれば、商法 295 条の立法趣旨が使用人の保護にある以上、肯定するのが妥当である。否定説によれば、社内預金の返還請求権は、雇傭関係に基づく債権とはいえない、または、雇傭関係上の債権とはいえないので、商法 295 条 1 項にいう債権に含まれる。

六 社内預金に関する法制度

民法上, 社内預金は金銭の消費寄託契約とされ, 雇用契約ではないので, 民法 306 条 2 号, 308 条による保護を受けない。商法上, 社内預金は商法 295

⁽¹⁾ 中馬義直『注釈会社法(6)』407 頁【大森忠夫ほか編】(1970年,有斐閣),森本滋『新版注釈会社法(9)』260 頁【上柳克郎ほか編】(1988年,有斐閣),青木宗也「社内預金をめぐる法律上の問題点」季刊労働法52号43頁(1964年)。

⁽²⁾ 大隅健一郎=今井宏『新版会社法論中巻II』503 頁(1983 年,有斐閣),石井照久『会社法下巻』288 頁(1967 年,勁草書房),田中耕太郎『改正商法及有限会社法解説』201-202 頁(1940 年,有斐閣)。家近正直「一般の先取特権をめぐる実務上の問題点」加藤一郎・林良平編代『担保法体系第2巻』413 頁(1985 年,金融財政),山崎寛「一般先取特権の機能・現状・問題点」米倉明ほか編『金融担保法講座IV巻』173-174 頁(1986 年,筑摩書房),神村俊一「賃金確保」日本労働学会編『現代労働法講座 11 賃金・労働時間』86 頁(1983 年,総合研究所),山本吉人「企業倒産と賃金保護」ジュリ増刊・労働法の争点237 頁(1979 年)。

⁽³⁾ 田村諄之助「賃金債権の確保と商法・会社法」ジュリ 608 号 33 頁 (1976 年),森本・前掲注(1) 261 頁,浦野雄幸「新債権回収法講座(23)」NBL 186 号 30 頁 (1979 年),坂本倫城「一般先取特権の実行」加藤一郎・林良平編代『担保法体系第 2 巻』367-368 頁 (1985 年,金融財政),鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法(第三版)』329 頁 (1994 年,有斐閣),中馬・前掲注(1) 408-409 頁。

条所定の「雇傭関係に基づき生じたる債権」に該当する場合には、同条の 保護を受ける。

労基法 18 条 1 項は強制貯蓄つまり貯蓄を行うことを労働契約の締結ま たは存続の条件とすることを禁止している。同条は2項以下において、使 用者が次の5つの条件の下に、労働者の委託を受けてその貯蓄金を管理す ることを認めている。第1に、貯蓄金管理に関する労使協定を締結し、こ れを労働基準監督署に届け出なければならない。第2に、貯蓄金管理規程 を定め、これを労働者に周知させる措置をとらなければならない。第3に、 使用者が労働者から預金を受け入れる(いわゆる社内預金)場合には、命 令で定める利子以上の利子をつけねばならない。第4に、労働者が貯蓄金 の返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。第 5 に、労働者の返還請求に遅滞なく応じない使用者に対し、労働基準監督 署長が当該貯蓄金の管理を継続することが労働者の利益を著しく害すると 認めて、当該貯蓄金の管理中止を命じた場合には、使用者は、遅滞なく、 その管理する貯蓄金を労働者に返還しなければならない。第1の条件であ る貯蓄金管理に関する労使協定には、①預金者の範囲、②預金者1人当た りの預金額の限度、③預金の利率及び利子の計算方法、④預金の受け入れ 及び払い戻しの手続、⑤預金の保全の方法、について定めなければならな い(労基法施行規則5条の2)。預金者は労基法9条に規定する労働者に限 られ、預金の源資は労基法 11 条に規定する賃金(労働の対償として使用者 が労働者に支払うもの)に限られる(「社内預金制度の運用について」(昭 和 52 年 1 月 7 日労働省労働基準局長発第 4 号))。賃金からの直接控除によ って積み立てる場合には、労基法24条に基づく労使協定も必要であるが、 これは貯蓄金管理に関する労使協定に併せて協定することができる。

賃確法は事業主に社内預金の保全措置を講じることを命じる(同3条)。 これを受けて賃確法施行規則は、事業主に、社内預金債権について銀行そ

⁽⁴⁾ 労働省労働基準局監督課編著『改訂社内預金制度の解説』50頁(1997年,労働基準 調査会)。

の他の金融機関において保証する契約を締結すること,預金者を受益者とする信託契約を締結すること,社内預金債権を担保する質権または抵当権を設定すること,預金保全委員会を設置しかつ社内預金を貯蓄金管理勘定として経理することその他の適当な処置を講じること,のいずれかの保全措置を採るよう命じる(同2条)。

会社更生法は会社の使用人の預り金を共益債権としており(同 119 条), その結果,社内預金は更生手続によらないで,随時弁済され,更生債権及 び更生担保権に先立って,弁済される(同 209 条)。破産法には,社内預金 に関する特別の規定がないので,社内預金は破産債権となるが,一般の先 取特権のある優先債権となるか否かは,それが商法 295 条の「雇傭関係に 基づき生じたる債権」に該当するか否かによる。ただし会社更生手続から 破産手続に移行した場合には,会社更生法上の共益債権は,破産手続にお いて財団債権となる(会社更生法 24 条)ので,社内預金は破産手続によら ないで随時弁済される(破産法 49 条)。

七 社内預金の実態

1 全国統計

社内預金制度を実施する使用者は労働基準監督署長に毎年預金管理の状況を報告しなければならない(労基法施行規則 57 条 3 項)。その報告によると、平成 8 年 3 月末現在の預金管理実施事業場数は、3 万 7,315 事業場、預金労働者数はのべ約 242 万人、預金総額は約 2 兆 9,022 億円、預金者 1 人当たりの預金額は約 120 万円である。預金者保護に重要な預金の保全方法をみると、確実な保全方法と思われる保証契約、信託契約、質権または抵当権の設定をしている事業場数の全事業場数に占める比率は合わせて12.2%にすぎず、87.7%の事業場は預金保全委員会のみによっている。預金保全委員会方式による場合には、社内預金の返還請求権について人的、

⁽⁵⁾ 労働省・前掲注(4) 279 頁。

⁽⁶⁾ 労働省・前掲注(4) 283 頁の数字より算出。

物的担保は存在しない。

2 判例に見る個別の実態

横浜事件において、横浜地判は、臨時賞与を従業員に交付せずに全額を 各人の社内預金口座に入金した形で処理していたのは,臨時賞与を支払え なくとも経理帳簿上これを支払ったこととし社内預金化することでその期 の決算の損金にすることを企図した便法であったこと, また, 退職金につ いてもあらかじめ従業員の同意を得ないで同様の処理がなされていること を認定している。

浦和事件において, 浦和地判は, 長期間病気により休職していた原告が, 解雇を恐れて、社内預金名目とはいえ350万円という多額の金員を破産会 社に交付したことは、自らの唯一の職場を失うかどうかの瀬戸際に立って の厳しい選択であったものと推認し、また、K部長の要求に応じて右金員 を交付しなければ破産会社との雇用契約を維持することができずに解雇さ れ、パート労働者の地位を保てなかったものと推認している。

この両事件はいずれも中小企業での使用人の置かれた立場をよく明らか にしている, つまり, 使用人と使用者が事実上支配従属の関係にあり, 使 用人は使用者の言うがままという状況を明らかにしている。

札幌事件について札幌地判は、先の両事件ほど明白ではないが、社内預 金債権が使用人と使用者との間の支配従属関係から無関係に生じたものと はいえない、ことを認定している(判時 1682 号 134 頁)。これに対し、札 幌高判には、使用人と使用者の間の現実の力関係についての考察は、見ら れないように思われる。

八 判例・学説の検討

1 商法 295 条の立法趣旨

民法は雇人の給料債権のうち最後の6ヶ月分についてのみ一般の先取特 権を与えている (民 306 条, 308 条)。これは、雇人の給料が雇人及びその

家族の生活基盤であるにもかかわらず,雇人と雇主の経済的社会的地位の差から,給料債権についてあらかじめ特別の約定担保を設定することは期待できないので,給料生活者保護の社会政策的考慮に基づいて,与えられたものである。最後の6ヶ月の給料債権について先取特権を有するのみでは十分でないので,その不備を補修するため,商法295条は,会社と使用人との間の雇傭関係から生じる一切の債権について先取特権を認めた。これは,使用人保護の社会政策的考慮を民法より一層進めるものであり,会社破綻の場合に,特定の債権者の担保となっていない原材料・半製品・製品等について,実効性があるといわれている。

2 学説の検討

商法 295 条の趣旨が,使用人と使用者の経済的社会的地位の格差から,使用人が事実上被る不利益を是正するため,使用人に対して社会政策的見地から特に保護を与えたものであるならば,商法 295 条の解釈・適用においては,使用人と使用者との間の実際の力関係に配慮することが不可欠であろう。また同条が使用人の給料債権については,その生活基盤であるとして,無限定に保護を与えるものであるならば,給料から天引きで積み立てている(狭義の)社内預金とその他の社内預金とでは,自ずから適用に差が出てくることとなろう。学説の多くが狭義の社内預金とその他の社内預金とを区別することなしに一般的に論じているように思われることは問題であろう。特にいったん給料として使用人に支払われたものが,銀行等に預け入れられた後に,それを解約するなどして,あるいは親類・友人等

七

⁽⁷⁾ 甲斐道太郎『注釈民法(8)』112頁【林良平編】(1965年,有斐閣)。

⁽⁸⁾ 司法省民事局編『商法中改正法律案理由書(総則·会社)』162 頁(1938 年, 第 3 版, 清水書店),大隅=今井·前掲注(2)503 頁。

⁽⁹⁾ 森本・前掲注(1) 257 頁,田中耕・前掲注(2) 201 頁。

⁽¹⁰⁾ 大隅=今井・前掲注(2)503頁。

⁽II) 参照,田中耕・前掲注(2)201頁。

⁽¹²⁾ 通説。参照,田村·前掲注(3)32頁。

の金銭を、社内預金に預け入れた場合には、それが任意になされている限 り、「雇傭関係に基づき生じたる債権」とはいい難く、したがって商法295 条の保護を与えるべきでない。この点では否定説に賛成すべきである。し かし、狭義の社内預金については、たとえそれが任意になされたものであ ったとしても、事情によっては、未払給料に類する場合があり、給料に次 いで使用人の生活を支えるものとして保護することが必要な場合もありう ることを否定できない(このことは労基法 18条や同24条の規定からも明 らかであろう)。この点において、否定説の多くが社内預金の広・狭を区別 することなく,社内預金一般(広義の社内預金)について論じているよう に思われることは問題があろう。また否定説の中には、利点をはるかに上 回る弊害・危険を内含しており、断然廃止すべき制度であるとして、その 趣旨を徹底するために、任意で行われている社内預金制度についても、商 法295条の保護を受けえないと解釈すべきとの主張がある。しかしこの説 は、数百万の使用人が社内預金を行っている現実を考えると、これらの使 用人の利益をそのような理由で一方的に無視することは,立法論としては ともかく,商法 295 条の立法趣旨を考えると,解釈論としては採るべきで はなかろう。

3 判例の検討

前掲横浜地判及び前掲東京高判は使用人の任意の意思に基づいて預け入れられ、かつ、雇傭関係との法的結びつきが希薄な社内預金の返還請求権について、一般債権と区別して特に保護すべき理由は見い出し難いとして、商法 295 条の適用対象とはなりえない債権であると判断した。前掲札幌高判は、これらの先行する 2 判決に続いて、使用人の任意の意思に基づき、かつ、雇用契約に基づくものとは認められない社内預金債権について、商法 295 条の適用対象にならない、と判断した。ただ札幌高判は先行する 2

⁽I3) 参照,田村·前掲注(3)33頁

⁽¹⁴⁾ 中馬・前掲注(1) 408-409 頁。

判決とは次の点において異なるものと思われる。先の2判決においては,使用人らの預け入れが任意の預け入れと判断された理由として,「社宅を一般の住宅を購入するよりも有利な条件で買い取るため,他の預貯金を解約するなどして預入れた」ことが挙げられており,預け入れの目的,預け入れられた金銭の出所(つまり狭義の社内預金ではないこと)を明らかにしたうえで,商法295条の適用対象にはなりえない,と判断されている。これに対し,札幌高判は,使用人が自由な意思に基づいて給料から天引きによって積み立てていた社内預金(つまり狭義の社内預金)について商法295条の適用対象にはならない,と判断している。そのようなものとしては最初の判決であると思われる。

ところで札幌高判が社内預金債権を商法 295 条にいう「雇傭関係に基づき生じた債権」でないとした理由は次の 2 点にあると思われる。すなわち、①賃確法及び同施行規則の社内預金保全措置規定は、社内預金返還請求権が商法 295 条の先取特権を有する優先債権に該当しないために、特に設けられたもの、であり、前者の存在が後者を立証する。②破産会社の社内貯蓄金管理規程上、希望者について社内預金を取り扱う、とされており、社内預金は雇用契約を契機にするものとはいえ、必ずしも雇用契約に基づくものとは認められない。そして、被控訴人は任意の意思に基づいて社内預金を開始し継続したものと推認される。

まず①について検討する。賃確法が社内預金の保全措置を定めているのは、企業倒産等によるその返還不能を防止するためであり、社内預金の返還請求権が商法 295 条の先取特権を有する債権に該当するか否かとは直接的には関係ないと思われる。仮に社内預金の返還請求権が商法 295 条の先取特権を有する優先債権に該当するとしても、特定物の上に担保権を与えるものでない以上、企業倒産等の場合に返還不能という事態になることは十分起きうることである。また社内預金の実態のところで見たように、現

⁽L5) 参照, 労働省·前掲注(4)87頁。

実に採られている保全措置は預金保全委員会方式が圧倒的に多く、この場合には、社内預金の返還請求権について人的・物的担保は存在しない。つまり、賃確法等による保全措置にもかかわらず、企業倒産等の場合には、圧倒的多数の社内預金において返還不能という事態が起こりうるのである。次に②について検討する。社内預金が雇用契約に基づくものではないとしても、雇傭関係とは密接に結びついている、ということは十分にありうることである。雇傭関係と密接に結びついているか否かは社内貯蓄金管理規程上希望者について社内預金を取り扱うとされていることからだけでは明らかにならない。

わが国の企業、特に中小企業においては労使が対等というようなことは 実際にはほとんどありえず、大部分において支配従属の関係にあると思わ れる。それゆえ,労働者を保護するために,先に見た諸法規があるのであ り、商法295条もその一環である。給料は労働者にとって唯一の生活手段 であり、給料から天引きによって積み立てた(狭義の)社内預金は特別な 保護を必要とする。それゆえ、労基法、賃確法が制定され、その保全措置 が定められている。狭義の社内預金制度において労基法・賃確法(中でも 保全措置)の規定が遵守されていないということは、使用者が労働者に対 してその支配力を違法に行使していることを示しているのではなかろう か。そうであるとすれば、その社内預金は労使間の支配従属関係と無関係 とはいえないのではなかろうか。とすれば、それは、その社内預金が雇傭 関係と密接に結びついていることを示唆するものではなかろうか。ただ労 基法・賃確法の規定が遵守されていないということが、ただちに社内預金 と雇傭関係の密接な結びつきを示すとはいえないであろう。とすれば,社 内預金に商法 295 条を適用すべきか否かについては、前掲浦和地判が示し ているように,労使間の現実の力関係を踏まえたうえで総合的に判断する, ことが必要であろう。その際、狭義の社内預金については、労基法・賃確 法の規定が遵守されているか否か、特に保全措置がなされているか否かが 重要な判断材料となるべきであろう。札幌高判は,商法 295 条の立法趣旨

から必要とされる労使間の現実の力関係についての考察及び狭義の社内預 金について要求される保全措置についての考察を欠いているように思われ る点において,問題があると思われる。

九結び

商法 295 条の趣旨は,使用人と使用者との間の経済的社会的地位の格差から,使用人が事実上被る不利益を是正するため,使用人に対して社会政策的見地から特に保護を与えること,である。したがって同条の解釈・適用においては使用人と使用者との間の実際の力関係に配慮することが不可欠である。また,同条が使用人の給料債権について無限定に保護を与えていることを考慮するならば,同条の社内預金債権への適用については,給料から天引で積み立てている(狭義の)社内預金とその他の社内預金とでは,自ずから適用に差が出てくることとなろう。任意でなされた(狭義の)社内預金債権が同条にいう「雇傭関係に基づき生じたる債権」に該当するか否かは,それが「雇傭関係と密接に結び付くもの」であるか否かによって判断されるべきである。その判断に際しては,労基法・賃確法の規定が遵守されているか否か,特に保全措置がなされているか否かが,重要な要素となろう。しかし,それだけでは判断できないのであって,それについては,労使間の現実の力関係を踏まえたうえで総合的に判断することが必要である。